

議案第 3 号

富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 8 月30日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

定年退職等をした職員について、年金の支給が開始されるまでの間の雇用を確保するとともに、当該職員が培った知識及び経験を有効に活用できるよう、再任用職員における任用年齢の制限の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

富津市職員の再任用に関する条例（平成25年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「準ずる」を「準じて再任用を行うことができる」に改める。

第3条中「法第28条の4第2項の規定により定める」を削り、「勤務実績等に基づき行う」を「勤務実績が良好である場合に行うことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第4条中「法第28条の4第3項の規定により定める」を削る。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び第3項を削り、附則中第4項を第2項とし、第5項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による職員の再任用に関して必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。